

# 土岐市制施行70周年記念企画事業業務委託仕様書

## 1. 業務名

土岐市制施行70周年記念企画事業業務委託

## 2. 業務概要・目的

土岐市は、令和7年2月1日に市制70周年という大きな節目を迎える。

別添：土岐市市制70周年記念事業基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、基本方針に従い市制施行70周年記念事業を実施する。

本業務は、基本方針4実施内容（1）企画事業（以下「企画事業」という。）を実施することにより、市民及び職員が土岐市のこれまでの歩みと土岐市の未来を考え、愛着のもてるまちづくりの機会とすることを目的とする。

## 3. 業務内容

企画事業のアイデア創出とそのアイデアの事業化を目的とし、以下のとおりワークショップ及び事業実施の支援

### （1）事業の概要

#### ○ 市民企画事業

- ・公募した市民がアイデアを出し合い、そのアイデアを記念事業として実施する。
- ・実施する事業は、1～3事業程度とする。

#### ○ 主なスケジュール

令和6年5月初旬	委託契約締結
令和6年6月中旬	市民募集開始
令和6年8月～	ワークショップ実施
令和7年2月頃	事業確定

### （2）実施内容

#### ① 市民の募集

- ・募集の対象は、市内に在住、在勤、在学する者30人程度とする。（30人を超えても差し支えない。）
- ・幅広い年齢層（特に若い世代）が参加できる工夫を施し募集する。
- ・募集に関するチラシ及びSNSに投稿する画像の作成

#### ② ワークショップの企画

- ・基本方針1基本理念及び2実施方針を盛り込んだプログラムの企画立案
- ・スケジュール調整
- ・必要に応じて講師、事例紹介者等の人選、手配

③ ワークショップの開催

- ・当日の進行管理
- ・アイデア創出を促進するファシリテーションの活用

④ 事業実施に向けた支援

- ・アイデアを事業として実現するために必要な準備の提案及び支援
- ・事業実施の参考となる情報収集及び提供
- ・必要に応じて協力を要請する企業、団体、個人等の人選、手配

⑤ 事業企画書の作成

- ・ワークショップの経過、アイデアが事業に至る経緯、実施する事業の内容、予算等をまとめた事業企画書の作成

⑥ 打合せ

- ・上記①から⑤に関する事前調整、進捗状況の確認、事後報告及び今後の展開等について、打合せの実施

(3) ワークショップ開催回数

- 市民企画事業 5回程度

#### 4. 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

#### 5. 成果物

本業務終了後30日以内に、以下の内容を含めた業務報告書を提出すること。提出の方法については、本市との協議による。なお、履行期間中であっても一部業務について、部分的な業務報告書の提出を求める場合がある。

- (1) ワークショップの記録
- (2) 事業実施に向けた支援の記録
- (3) 打合せの記録
- (4) その他本市が求めた業務報告書等

#### 6. 担当課

土岐市役所地域振興部市民活動課（担当：木股）

TEL：0572-54-1111（内線 358）

#### 7. 注意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、業務を行うにあたり、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託することができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、当市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取り扱い

業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、「土岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年土岐市条例第31号）」及び「土岐市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年土岐市規則第8号）」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 秘密の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(6) 成果品等の帰属

委託業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、当市に帰属するものとする。受託者は、当市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(7) 付帯業務

本業務に付随して当然必要と認められるものについては、受託者の責務において完了すること。

(8) 損害賠償

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、当市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任により解決すること。

(9) 協議事項

① 契約の締結にあたり、当市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。

② 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(10) その他

災害、疫病等の不可抗力による業務の遂行が困難な場合は、当市と協議の上、業務の中止、延期、縮小など必要な変更を行うものとする。